

議案第 5 号

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

子ども総合計画の名称の表記を改めたことから条文を整理するとともに、会議に広く多様な意見を取り入れるため、委員の定数を増員し、委員に若者を加えるため提案するものです。

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

我孫子市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（任務） 第2条 会議の任務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>我孫子市こども総合計画</u>の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。 （3） 略 （組織） 第3条 会議は、委員<u>15人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（5）まで 略 <u>（6） 若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）</u> <u>（7） 略</u> （任期） 第4条 略 2 委員（<u>前条第2項第7号</u>に規定する者を除く。）は、再任されることができる。	（任務） 第2条 会議の任務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>我孫子市子ども総合計画</u>の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。 （3） 略 （組織） 第3条 会議は、委員<u>13人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（5）まで 略 <u>（6） 略</u> （任期） 第4条 略 2 委員（<u>前条第2項第6号</u>に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長) 第5条 略 2 略 3 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故があるとき</u>は、その職務を代理 する。	(会長及び副会長) 第5条 略 2 略 3 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故あるとき</u>は、その職務を代理す る。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。